

## 災害時における飲料水等の供給に関する協定書

賃貸人 栃木市（以下「甲」という。）と賃借人 ○○（以下「乙」という。）は、栃木市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における別紙貸付物件一覧記載の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の運用に係る相互協力支援について定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第2条 甲が、災害時において、栃木市地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合であって、自販機設置施設が避難所又は防災対策の拠点となった場合に発動するものとする。

### （協力支援の内容）

第3条 前条に基づき協力事項の効力が発動された場合に供給する飲料水等及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、自販機内の飲料水等を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、甲が必要とする数量の飲料水等を優先的に供給するものとし、その対価は災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （自販機内の飲料水等の供給方法）

第4条 乙は、甲が前条第1項第1号の規定による飲料水等の供給を行うための自販機の操作をすることを承諾するものとする。

### （管理運用）

第5条 乙は、甲にこの協定の有効期間中自販機の専用鍵を貸与するものとする。

- 2 甲は専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知し、鍵受領証（別記様式第1号）を提出するものとする。
- 3 甲は専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造にかかる費用を負担しなければならない。この場合において、自販機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

### （協力要請）

第6条 第3条第1項第2号に係る甲の乙に対する要請手続は、飲料水等供給協力要請書（別記様式第2号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、

様式第10（自動販売機設置事業者募集要項）

電話等により要請できることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 乙は前項に基づき飲料水等の供給を実施したときは、速やかに実施報告書（別記様式第3号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 前条に係る飲料水等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して、確認のうえ引取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により飲料水等の運搬を行うときは、乙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

（協議）

第9条 この協定に定めるものの他に、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 （住所） 栃木市万町9番25号  
（氏名） 栃木市  
市長 ○○ ○○

乙

様式第 10（自動販売機設置事業者募集要項）

物件番号	施設名	所在地	設置箇所	設置指定機種	貸付料率	担当課
1			物件調書 のとおり			
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						